

内装改修工事設計業務

I 業務名 独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部内装工事設計業務

II 対象施設の概要

1 施設

- (1)名称 (仮称)中之島 Multi-linkS
- (2)場所 大阪市北区中之島4丁目 32-17
- (3)敷地面積 8,600 m²
- (4)延床面積 57,075 m²
- (5)構造・規模 鉄骨造・地上17階
- (6)竣工予定 2024年1月

2 内装工事実施範囲区画

- (1)場所 6階フロア
- (2)面積 282 m²
- (3)使用用途 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)関西支部における相談・調査業務

III 業務要領

1 設計等の概要

PMDA 関西支部の移転に伴い、新たに賃貸借する事務室の内装工事を実施するため、以下の設計を行うとともに、工事費の積算を行う。

(1)建築工事

- ① 実施範囲区画における間仕切・平面計画他、建築設計全般
室内仕切壁の設置(一部スライディングウォールを設置するとともに、壁掛けディスプレイを設置、同時通訳ブースの設置、他予定)
- ② 内装工事仕上(床、壁、天井)計画、A仕様建築・仕上内容の確認、修正
- ③ 実施範囲区画内内装建具設置

(2)電気設備工事

- ① 実施範囲区画における電気設備設計全般
- ② 電力・通信配線計画
- ③ A仕様電気設備の確認、修正
- ④ TV会議システム、同時通訳システムの設置に必要な電源工事

⑤ サウンドマスキングスピーカーの天井への設置

(3) 機械設備計画

- ① 実施範囲区画における機械設備全般
- ② A仕様機械設備の確認、修正

2 業務の内容

- (1) 別添「事務室の構成(案)」及び「レイアウト図(案)」を参照するとともに PMDA 職員との打合せにより、本業務の実施に必要な事項を決定し、各種設計図書を作成する。
- (2) 建築基準法及び消防法等の関係法規、及び建築・電気・機械等の設計関係基準、国交省標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(最新版)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課制定の「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」(最新版)、「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(最新版)をいう。)に適合する内容であること。特定行政庁への建築確認申請、その他官公庁等を含めて各種申請に伴う関係必要書類を作成する。

(3) 各種設計図書

- ① 各種設計図書類
 - ・原図(CADデータ(可能な限りJWファイル等汎用性が高いもの))
 - ・原図(A2トレーシングペーパー1部)
 - ・製本(A3二つ折り白色版4部)
- ② 工事費内訳書
 - 数量、単価、金額が明確になっているもの一式。
 - 数量のみが明確になっているもの一式。
- ③ 単価決定書
 - 単価を決定した見積書、単価表等根拠資料をファイルにして提出すること。
 - なお、上記、②及び③は各1部提出。(②については Excel ファイルも提出。)

3 納品期限

発注から2カ月後の期日までに納品すること。

4 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、本施設の運営主体である(一財)未来医療推進機構から内装監理業務を委託されている未来医療国際拠点内装監理室及びビル指定工事業者と打合せを行うとともに、必要な図面等について確認し、提供を受けること。
- (2) 現在、関西支部事務室で使用しているサウンドマスキングシステムを移設又はこれと同等のものを新設する予定であり、サウンドマスキングシステムのメーカー又は保守業者と調

整して設計をすること。

- (3)本業務に係る部材費、労務費その他一切の経費は落札者において負担すること。
- (4)本業務に対しては、万全の体制で実施し、誠実に履行することとし、実施体制図を提出すること。
- (5)本業務中に知り得た PMDA の情報を他に漏らさないこと。特に機密情報(PMDA により明確に機密と指定される情報で、公には入手できない情報)については、別に「秘密保持契約」を締結し、これを遵守しなければならない。
- (6)本業務の履行過程で生じた成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作権は、PMDA に譲渡すること。
- (7)本書面で不明な点及び本書面に記載のない事項については、必要に応じ PMDA と受注者が協議を行い設計すること。
- (8)本業務の受託者(受託者が設計共同体である場合は、当該設計共同体の各構成員)及び当該受託者と次の①から④のいずれかに該当する者は、設計した内装改修工事の施工業務の入札に参加することができない。
 - ①子会社等(会社法に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
 - ②親会社等(会社法に規定する親会社等をいう。)を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ③一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ④その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

5. 本件に関する照会先及び納入先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 総務部総務課

担当:柴山 太佑

TEL:03-3506-9541

E-mail:shibayama-taisuke●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策のため半角のアットマークを●に置き換えています。

送信の際は●を半角のアットマークに置き換えてください。

別添

事務室の構成（案）

| No | 部屋 | 縦(m) | 横(m) | 面積(m ²) | 備考 |
|-----|-----------|------|------|---------------------|--|
| ① | 執務室 | 9.8 | 10.6 | 103.9 | |
| ② | TV 会議室(中) | 7 | 5 | 35.0 | ・会議室間の壁をスライディングウォールにし、一つに繋げて利用することが可能なこと。 |
| ③ | 会議室 | 7 | 3 | 21.0 | |
| ④-1 | TV 会議室(大) | 7 | 1.3 | 9.1 | |
| ④-2 | TV 会議室(大) | 8.6 | 7.8 | 67.1 | ・TV 会議室については壁にディスプレイを設置できること。 ・④-2は⑦の面積も含む。 |
| ⑤ | 待合室1 | 2 | 6.9 | 13.8 | ⑤と⑥は壁の区切りはなく繋がっている。 |
| ⑥ | 待合室2 | 4.6 | 9 | 41.4 | |
| ⑦ | 通訳ブース | 1.7 | 3.8 | 6.5 | ④の面積内に含む。 |

